

北見方面本部総合庁舎ほか除排雪業務処理要領

1 委託業務の実施場所

- | | |
|------------------------------------|-----------------|
| (1) 北見市青葉町6番1号 | 北見方面本部総合庁舎 |
| (2) 北見市中央三輪7丁目446番地69、中央三輪8丁目15番地3 | 警察学校北見方面分校及び射撃場 |
| (3) 北見市大正141番1 | 北見運転免許試験場 |

(1)を以下「総合庁舎」、(2)を以下「方面分校」、(1)と(2)を総称して以下「総合庁舎等」及び(3)を以下「試験場」という。

2 除排雪体制

試験場に除雪ドーザ（ホイール型、11 t 級、マルチプラウ）及び除雪ドーザ（ホイール型、スノーバケット0.8m³）を各1台ずつ常駐させることとし、これを含む本業務の処理に要する次の機械及び作業員は、除排雪作業に即応できるようにしておくこと。

- | | |
|--|-------------|
| (1) 除雪ドーザ（ホイール型、11 t 級、マルチプラウ） | （総合庁舎等、試験場） |
| (2) 除雪ドーザ（ホイール型、スノーバケット0.8m ³ ） | （試験場） |
| (3) 除雪ドーザ（ホイール型、スノーバケット2.1m ³ ） | （総合庁舎等、試験場） |
| (4) ダンプトラック（10 t 級以上、差枠付） | （総合庁舎等、試験場） |
| (5) 交通誘導警備員 | （総合庁舎等） |
| (6) 普通作業員 | （試験場） |

3 業務期間

(1) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までの間

(2) 試験場常駐期間

令和8年12月1日から令和9年3月15日までの99日間

（ただし、令和8年12月29日から令和9年1月3日までの6日間は除く。）

4 除排雪範囲

別添図面の示す範囲

5 業務実施等

(1) 総合庁舎

ア 除雪作業はおおむね10センチメートル以上の降雪があった場合に実施し、原則として午前8時30分までに処理するものとする。

イ 前記以外の作業に当たっては、業務担当員と業務処理責任者が協議の上行うこととし、必要と認めたときは、夜間においても除排雪作業を行うものとする。

ウ 除雪作業のため除雪ドーザを運転する時には、安全管理のため助手（交通誘導警備員）を同乗させ、必要なときは降車し交通誘導を実施させること。

また、排雪を行うときには、交通誘導警備員を1名以上配置すること。

(2) 方面分校

除雪作業は業務担当員と業務処理責任者で協議の上実施すること。

(3) 試験場

ア 除雪作業は庁舎周辺舗装部分はおおむね10センチメートル以上の降雪があった場合に実施

し、原則として午前8時30分までに処理するものとする。

イ コースアスファルト舗装部分は業務担当員の指示に従い作業を行うものとし、原則として午前9時までに処理するものとする。

ウ 試験場のコース、標示線、縁石等は技能試験の実施に支障のないように露出させること。

エ 坂道の登り部分は、融雪剤を散布するなど必要な措置を講じて完全に露出させることとし、融雪剤については、委託者が用意するものを使用すること。

オ 試験場のコース全体を見通すことのできるようにコース周辺の除雪を行うこと。

カ 前記以外の作業に当たっては、業務担当員と業務処理責任者が協議の上行うこととし、必要と認めたときは、夜間においても除排雪作業を行うものとする。

6 業務実績の報告

(1) 除排雪作業日報

契約の相手方は、業務終了後、その都度、総合庁舎等については別紙1-1、試験場については別紙1-2で定める「除排雪作業日報」を作成し、それぞれの庁舎勤務職員の確認を受け、確認者に提出するものとする。

(2) 実績報告書

契約の相手方は、1か月間の作業実績について翌月速やかに、別紙2「実績報告書」を作成し、業務担当員に提出するものとする。

7 安全の管理

作業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、作業員による各種事故の防止に努めるとともに、来庁者及び車両等に危険の生じないように安全確認に細心の注意を払い、また施設に損傷を与えないように注意すること。

なお、施設等に損傷を与えた場合は、受託者の負担において復旧すること。

8 留意事項

(1) 雪たい積場所は委託者の指定する場所とする。

(2) 雪捨て場は北見市の指定する場所とする。

(3) 契約書第2条第1項第2号後段の稼働時間の端数処理については、総合庁舎等と試験場について、それぞれ行うものとする。

(4) 総合庁舎敷地については、北見方面本部総合庁舎長寿命化改修工事の進捗状況によって、除雪範囲を変更する場合があるので留意すること。

(5) この要領に定めるもののほか、現場の状況に応じ委託者が管理上必要と認めた業務は、委託料の範囲で実施するものとする。

(6) その他不明な点は、業務担当員と協議すること。